



販売前に 必ず確認をお願いします！



福島県では、令和2年産米より、避難指示等のあった12市町村では、「**全量全袋検査**」を継続し、それ以外の地域においては、「**モニタリング（抽出検査）**」に移行します。

消費者へ販売する前に、検査が終了し
出荷販売が可能な地域で生産された米であるか、それが加工食品の原料となっていないか、必ず確認をお願いします。

※全量全袋検査を継続する地域

田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町(旧山木屋村)

地域ごとの出荷可否の状況は↓から検索できます



福島県水田畑作課ホームページ内
「令和2年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の別進捗状況」
[http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/
daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html)



その他ご不明な点は、下記までにお問い合わせください。

■問い合わせ先

福島県県北農林事務所 農業振興普及部 TEL. 024-521-2608

米の モニタリング(抽出検査)の流れ

＜検査の対象＞
食用として出荷・販売される玄米



生産者

米の
収穫、乾燥・調製

県

モニタリングの実施
旧市町村単位に実施し、
出荷の可否を判断する※

※避難指示等のあった12市町村
では、全量全袋検査を継続します。

基準値を下回り、
出荷可能となった
旧市町村の
米のみ出荷

結果の
情報
提供



JA等集荷業者
卸売市場
直売所

米の生産地を確認し、
出荷可能な旧市町村であること
をチェックして、受け入れる

地域ごとの出荷可否の状況は↓から検索できます



福島県水田畑作課ホームページ内
「令和2年産米・穀類の市町村別モニタリング検査の別進捗状況」
[http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/
daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html](http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/daishinsai-kokurui-monitoring-shinchoku-r2.html)

